

「遺言代用信託」約款変更に関する公告

2019年10月11日

受益者各位

石川県金沢市広岡二丁目12番6号
株式会社北國銀行

弊行で提供しています「遺言代用信託」の約款を下記のとおり変更しますので、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条第1項に基づき公告致します。

記

1. 変更の対象となる商品名称
遺言代用信託
2. 約款変更効力発生日
2019（令和元年）年 11月12日
3. 約款変更を行う理由
平成30年2月金融庁が策定・公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」および令和元年7月1日施行の民法（相続法）改正を踏まえて、遺言代用信託の約款の変更対応を行う。
4. 金融庁長官等の認可を受けた年月日
2019（令和元年）年 10月1日
5. 異議申立の期間および方法について
本件に関し異議のある委託者または受益者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内に、当行本支店窓口までお申し出ください。
かかる期間内に異議を述べた受益者は、変更後遺言代用信託約款第28条第4項に従い本信託を終了することができます（受益者が受託者に対して受益権の買取請求を行った場合にも、当該終了手続をもってこれに代えさせていただきます。）

6. 変更の内容

遺言代用信託約款：変更対比表

現行	変更案
<p>第18条（信託の終了事由）</p> <p>本信託は、次のいずれかに該当するときに終了します。</p> <p>⑨遺留分減殺請求に基づき本信託の信託財産の全部が第二受益者以外の遺留分権利者に帰属することが、第19条の2第1項に規定する確定判決等により受託者に判明したとき</p> <p>⑩ 【新設】</p>	<p>第18条（信託の終了事由）</p> <p>本信託は、次のいずれかに該当するときに終了します。</p> <p>⑨遺留分侵害額請求に基づき本信託の信託財産の全部が第二受益者以外の遺留分権利者に帰属することが、第19条の2第1項に規定する確定判決等により受託者に判明したとき</p> <p><u>⑩第25条第1項に定める解約（以下「反社会的勢力等の排除に伴う終了」とします。）</u></p>
<p>第19条の2（受託者または第二受益者に対して遺留分減殺請求がなされた場合）</p> <p>1. 本信託の第二受益者に対する受益権を取得させることについて受託者に対して遺留分減殺請求がなされた場合、または、本信託の第二受益者に対して遺留分減殺請求がなされたことが第二受益者から受託者所定の方法により通知された場合、受託者は、当該遺留分減殺請求に基づき本信託の信託財産の全部または一部が第二受益者以外の遺留分権利者に帰属することおよび本信託の信託財産のうち当該権利者に帰属すべき具体的な金額（以下「遺留分相当額」といいます。）が明示されている確定判決、和解調書、調停調書または第二受益者および遺留分権利者間の合意書等（以下「確定判決等」といいます。）が受託者に提示されるまでの間、第二受益者に対して本信託の信託財産の交付を行わないことができ、当該交付を行わないことについて一切責任を負いません。</p> <p>2. 遺留分減殺請求に基づき信託財産の一部が第二受益者以外の遺留分権利者に帰属することおよびその具体的な遺留分相当額が明示されている確定判決等を添付のうえ、受託者所定の書面により遺留分権利者から遺留分相当額の支払請求があり、受託者がこれを承認した場合には、受託者は第19条第2項の規定に準じて、遺留分権利者に遺留分相当額の金銭を一括して支払うものとします。</p>	<p>第19条の2（受託者または第二受益者に対して遺留分侵害額請求がなされた場合）</p> <p>1. 本信託の第二受益者に対する受益権を取得させることについて受託者に対して遺留分侵害額請求がなされた場合、または、本信託の第二受益者に対して遺留分侵害額請求がなされたことが第二受益者から受託者所定の方法により通知された場合、受託者は、当該遺留分侵害額請求に基づき本信託の信託財産の全部または一部が第二受益者以外の遺留分権利者に帰属することおよび本信託の信託財産のうち当該権利者に帰属すべき具体的な金額（以下「遺留分相当額」といいます。）が明示されている確定判決、和解調書、調停調書または第二受益者および遺留分権利者間の合意書等（以下「確定判決等」といいます。）が受託者に提示されるまでの間、第二受益者に対して本信託の信託財産の交付を行わないことができ、当該交付を行わないことについて一切責任を負いません。</p> <p>2. 遺留分侵害額請求に基づき信託財産の一部が第二受益者以外の遺留分権利者に帰属することおよびその具体的な遺留分相当額が明示されている確定判決等を添付のうえ、受託者所定の書面により遺留分権利者から遺留分相当額の支払請求があり、受託者がこれを承認した場合には、受託者は第19条第2項の規定に準じて、遺留分権利者に遺留分相当額の金銭を一括して支払うものとします。</p>
<p>第25条（反社会的勢力の排除）</p> <p>1. 委託者および受益者もしくは信託監督人またはその代理人もしくは同意者（以下「信託関係者」といいます。）が、次の各号のひとつにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、信託金の全部の解約ができるものとします。</p> <p>④ 【新設】</p>	<p>第25条（反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除）</p> <p>1. 委託者および受益者もしくは信託監督人またはその代理人もしくは同意者（以下「信託関係者」といいます。）が、次の各号のひとつにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、信託金の全部の解約ができるものとします。</p> <p><u>④この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u></p>
<p>【新設】</p>	<p>第25条の2（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）</p> <p><u>1. 受託者は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した</u></p>

現行	変更案
	<p>場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等の本約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>3. 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと受託者が認める場合、受託者は当該取引の制限を解除します。</p>

以上